福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を受けた 8月28日以降の本学の対応・取組について

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(8月27日改定)を踏まえ、本学では、8月28日から9月30日までの間、下記の対応・取組を進めていくこととします。

全国で感染者の報告が相次いでおり、県内においてもクラスターが発生するなど、<u>更なる感染拡大に予断を許さない状況</u>となっています。全ての教職員、学生においては、医療人、医療関係者として、改めて本学の使命・役割を自覚し、「新しい生活様式」の定着に努めるとともに、<u>緊</u>張感を持って感染拡大防止対策を徹底するようお願いします。

記

- 1 県外への移動等に関する対応・取組
- (1) 多くの感染者が発生している地域(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県など)に移動する場合は、その必要性を慎重に判断し、3密や大声を出す場面、会食や宴会などの感染の広がりが見られるような場所への訪問は控え、移動後2週間は行動歴を記録すること。
- (2)上記(1)以外の県外への移動等にあたっても、移動先の感染状況等を確認し、マスク着用や3密を避ける等の感染防止対策を徹底するなど細心の注意を払った上で行動するとともに、スマートフォン利用者については、必ず「接触確認アプリ(略称:COCOA)」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa 00138.html を利用し、感染拡大リスクを最小限とすること。
- (3) 学内外を問わず、<u>感染が拡大している地域から移動してきた知人・関係者等と接触する場合は、屋内(家庭)等においてもマスク着用や換気などの対策に注意すること。</u>
- 2 イベント、会議等に関する対応・取組
- (1)本学が主催するイベントや集会等は、感染者発生時の参加者への対応(参加者の名簿作成、接触確認アプリの活用促進等)も含めて適切な感染防止策を講じた上で、屋内・屋外とも5,000人以下、かつ屋内にあっては収容定員の半分以下の人数とすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保すること。(できるだけ2m以上)
- (2)各所属における学内での会議や委員会等は、職員同士の接触を低減する観点から、書面やメール等による開催が望ましいが、適切な感染防止策を講じた上で、上記(1)による開催も認めることとする。
- 3 「新しい生活様式」に関する対応・取組
- (1)業務に支障のない範囲で夏季休暇や元気回復休暇、時差出勤・在宅勤務等を活用し、職員 同士が接触する機会を可能な限り低減するよう努めること。
- (2)健康ダイアリーにより毎日の健康観察を行うこととし、発熱や上気道炎等の体調変化があった場合は自宅で療養すること。万が一、感染が疑われる場合や接触確認アプリで接触可能性の通知があった場合は、所属長及び帰国者・接触者相談センターに連絡するなど適切に対応すること。
- (3) 外出にあたっては、3 密となるような場所には近づかない、感染防止対策が徹底されていない施設等は利用しない、マスク着用等の感染防止対策を徹底するなど、より慎重を期すこと。
- 4 学生に関する対応・取組

学生については、「教育・研究に係る新型コロナウイルス感染症対策のレベル分類」により対応すること。(学部や学年毎の詳細な対応については別途通知に従うこと。)

令和2年8月28日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長 竹之下 誠一